



にちじょう せいかつ じ りつ し えん じ ぎょう

あんない

日常生活自立支援事業のご案内

ふくし りょう えんじよじぎょう
(福祉サービス利用援助事業)

民生委員・支援事業所等の関係機関やご家族からの相談も受けつけています

日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いしています。

対象となる方は

次のすべてに該当される方が対象となります

- 高齢の方や知的・精神に障がいのある方などで、判断能力が十分ではない方
- 契約の意思があり、契約内容を理解できる方
- 在宅で生活されている方、または入院中等で在宅復帰の見込みのある方

支援の内容

支援内容は、ご本人の困りごとや希望をお聞きして、一緒に考えながら決めます

(1) 福祉サービスの利用援助 (基本事業)

福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等に関するお手伝いをします

(2) 日常的な金銭管理

公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝いをします

(3) 通帳・印鑑の預かり

(1)と(2)の支援にあたって必要な通帳・印鑑(金融機関届出印)をお預かりします
※ただし、高額な通帳の保管は金融機関の貸金庫を利用します



利用料金

支援内容	料 金
福祉サービスの利用援助(基本事業)	1,200円/時間
日常的な金銭管理	1時間を超えた場合は、加算がつきます
通帳・印鑑の預かり	

※支援に必要な生活支援員の交通費はご本人負担となります
※生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません

相談から支援開始までの流れ

社会福祉協議会への相談

利用申請書の提出

訪問・面接、契約締結判定ガイドラインインタビュー
※関係機関の方に同席をお願いしています

契約能力に疑義なし

契約能力に疑義あり

契約締結審査会※
契約能力について審査

契約可能

契約不可能

支援計画の作成

成年後見制度の
利用等を検討

契約の締結、支援開始

※契約締結審査会
北海道社会福祉協議会に
設置されています

○医療、法律、福祉の
専門家で構成

○次の事項について
審査等を行います

- ①契約能力
- ②支援の必要性
- ③支援計画の内容
- ④解約の適否



担当者

「自立生活支援専門員」

千歳市社会福祉協議会の職員
利用に関する相談に応じ、ご本人の具体的な困りごとについてお話を聞き、提供するサービス計画を作り、契約を結びます。また、契約後は関係機関と連携しながら、支援内容の点検やご本人の状況を確認します。



「生活支援員」

千歳市社会福祉協議会に登録した者
支援計画に基づき、ご本人のご自宅等を定期的に訪問し、支援します。



ご相談・お問い合わせ



千歳市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係

☎ (0123) 27-2525
住所：千歳市東雲町1丁目11番地



相談受付時間
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9：00～16：00

千歳市社協

検索